

(入札公告)

旧宮崎市郡医師会諸施設等解体工事に係る手続きを開始するため、下記のとおり公告する。

令和2年5月11日

公益社団法人 宮崎市郡医師会
会長 川名隆司

1. 事業概要

(1) 工事名称

旧宮崎市郡医師会諸施設等解体工事

(2) 工事内容

旧宮崎市郡医師会諸施設等解体工事及び解体工事に伴う各種申請、マニフェストの提出、近隣事業所及び住民等への説明等

(3) 工事施設

施設	延床面積	現住所
臨床検査センター	1,419 m ²	宮崎市大坪西一丁目2番3号
成人病検診センター	1,579 m ²	
事務局	400 m ²	
看護専門学校 (体育館含む)	2,585 m ²	
旧健康相談センター	356 m ²	

(4) 工期

令和2年10月1日(木)から令和3年6月30日(水)まで

(5) 最低制限価格設定

本入札には最低制限価格を設ける。

2. 入札参加申込期限

令和2年5月22日（金） 午後5時まで

3. 参加資格

- (1) 【様式1】入札参加申込書を期限内に事務局に提出すること。
- (2) 宮崎市『令和元年度宮崎市競争入札参加資格者名簿』の登録業種に「解体工事」と登載されている2者により任意に結成された共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、代表構成員と構成員の資格は次のとおりとする。

【代表構成員】

- ① 宮崎市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち本店を有する者であること。
- ② 第1希望又は第2希望の登録業種に「解体工事」と登載されている者であること。
- ③ 建設業法第3条第1項の規定に基づく解体工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であること。
※下請代金の額が4,000万円以上となる下請契約を締結して施工しようとする場合は、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。
- ④ 解体工事で以下と同規模以上の元請としての施工実績を有すること。延床面積が1,000㎡以上の解体工事の完成工事実績を有すること。ただし当該工事が共同企業体の場合は、出資比率が20%以上の場合に限るものとする。【様式2】
- ⑤ 出資比率は、構成員のうち最大の出資比率とし、本工事における他の共同企業体の構成員をかねることはできない。

【構成員】

- ⑥ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を宮崎県内に有すること。
- ⑦ 第1希望から第4希望の登録業種に「解体工事」と登載されている者であること。
- ⑧ 出資比率は30%以上とし、本工事における他の共同企業体の構成員をかねることはできない。

- (3) 解体工事業について、建設業法第 27 条の 23 の規定による「経営に関する客観的事項の審査」の総合評定値が 500 点以上である者。なお、この場合の総合評定値は、審査基準日（平成 30 年 11 月 30 日以降）における総合評定値とする。
- (4) 廃棄物処理の運搬及び処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき宮崎市長の許可を受けた産業廃棄物処理事業者が行うこと。
- (5) 入札参加事業者が中間処理及び最終処分場を有しない場合は、(4) の許可を受けた事業者との産業廃棄物処理に関する業務委託契約を締結していること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- ① 解体工事に係る建設業法第 7 条第 2 号イからハのいずれかに該当する者
 - ② 上記(2)④の工事において主任技術者又は監理技術者としての経験を有するもの。【様式 3】
 - ③ 本入札公告の時までに入札に参加する者と 3 か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を有する者。
- (7) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、営況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）に基づく強制換価手続を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。資本関係又は人的関係がある者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者とする。
- ① 資本関係がある者
次のいずれかに該当する者とする。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社又は子会社
 - イ 親会社を同じくする子会社同士
 - ② 人的関係がある者
次のいずれかに該当する者とする。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の公正性が阻害されると認められる場合

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 本入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、宮崎市内で行われる解体工事の不正行為等に基づき、宮崎市もしくは宮崎県、国からの指名停止等の措置を受けていないこと。

(11) 会社更生法（平成 14 年度法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年度法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

4. 入札説明書等に対する質問

(1) 入札説明書に対する質問がある場合は【様式 4】質問書にて事務局宛にメール又は持参又は郵送すること。質問書をメールで送信する際の件名は「解体工事入札【事業者】」とすること。

①受付期間

令和 2 年 5 月 11 日（月）から令和 2 年 5 月 22 日（金）

②回答期日

令和 2 年 5 月 27 日（水）

回答は入札参加申込書を提出した者にメール送信する。

5. 入札方法・結果通知等

(1) 提出期限

令和 2 年 6 月 5 日（金） 午後 5 時まで

(2) 提出方法

持参または郵送とし、提出期限内必着とすること。期限内に提出できない場合は失格とする。

(3) 再度の入札

落札者がいないときは、受付け期間に入札を行った者を対象に、再度の入札を行うこととする。

(4) 入札結果は、入札参加者全員に文書にて通知する。なお、入札結果については、一切の異議申立ては受け付けないものとする。

(5) 落札者は、参加資格 3. (3) (4) (5) を証明する書類を添付すること。

3. (2) ④施工実績は【様式 2】同種工事の施工実績調書、3. (6) ②配置予定技術者の実績は【様式 3】配置予定技術者経歴書を提出すること。

6. 現地見学及び設計図書等について

- (1) 現地見学の申請期間は、令和2年5月11日（月）から令和2年6月5日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時までとし、現地見学の日時等は事務局と調整すること。
- (2) 解体施設の設計図書は、建設当時の「青焼き製本図面」しかいないため、入札参加者が費用負担のうえ、事務局が指定する設計図書の預け先店舗にて設計図書の必要箇所を複製すること。

7. 設計図書の預け先

〒880-0803

宮崎市旭2丁目4番17号

株式会社ヒロマエ AZ

電話：0985-27-7121

8. その他

- (1) 入札参加者は、入札公告、入札説明書、入札仕様書、設計図書等を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 詳細については、入札説明書による。
- (3) 入札説明書、入札仕様書、設計図書等を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。

9. 事務局

〒880-0834

宮崎市新別府町船戸738番地1

宮崎市郡医師会病院 建設推進課

電話：0985-24-9119

E-mail：kikaku001@cure.or.jp